

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年11月14日

【中間会計期間】 第24期中(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

【会社名】 株式会社エー・ピーホールディングス

【英訳名】 AP HOLDINGS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 兼 社長 米山 久

【本店の所在の場所】 東京都港区高輪三丁目25番23号 京急第2ビル1F
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」
で行っております。)

【電話番号】 03-6435-8440

【事務連絡者氏名】 財務部長 加藤 雅彦

【最寄りの連絡場所】 東京都豊島区西池袋一丁目10番1号 ISOビル5階

【電話番号】 03-6435-8440

【事務連絡者氏名】 財務部長 加藤 雅彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第23期 中間連結会計期間	第24期 中間連結会計期間	第23期
会計期間	自 2023年4月1日 至 2023年9月30日	自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日
売上高 (千円)	9,947,931	10,139,118	20,598,568
経常利益又は経常損失() (千円)	394,668	29,288	74,278
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益 又は親会社株主に帰属する中間(当期)純 損失() (千円)	411,677	7,451	452,903
中間包括利益又は包括利益 (千円)	366,558	85,854	397,386
純資産額 (千円)	55,097	13,852	167,481
総資産額 (千円)	8,607,450	7,392,958	8,276,674
1株当たり中間(当期)純損失() (円)	35.07	4.05	44.35
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	0.4	0.1	1.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	51,347	318,395	250,682
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	209,198	87,793	68,148
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	95,095	656,956	386,319
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高 (千円)	1,489,034	579,015	1,646,878

(注) 1 当社は、中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間(当期)純損失であるため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たに事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はございません。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

（継続企業の前提に関する重要事象等について）

当中間連結会計期間においては、引き続き日本国内の外食需要の回復やインバウンド市場の需要拡大による客数増加が見られたことで、売上高が回復いたしました。引き続き消費環境の変化に対応するため、4店舗の新規出店と4店舗の業態変更によるブランドの再構築を図った結果、一時費用の増加が見られたものの、当中間連結会計期間の連結営業利益及び親会社株主に帰属する中間純利益は黒字となりました。

一方で、円安によるエネルギー価格の高騰や人材不足、中国経済の回復の遅れによる海外事業への影響など、当社を取り巻く環境は不安定な状況が続いておりますが、貸出コミットメント契約の設定により必要資金を確保していることや、取引先金融機関との連携による支援の継続によって、当面の資金状況は安定して推移する見通しであることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間におけるわが国の経済環境は、高い賃上げ率による所得環境の改善が行われている一方、緩やかに回復傾向にあった個人消費は伸び悩んでいる状況が続いております。また、円安や物価高の影響により先行き不透明な状況が続いております。

外食産業におきましては、行動制限緩和による外食機会の増加や訪日外客数増加に伴い、来店客数は順調に回復しておりますが、物価高騰により実質消費を抑制している傾向となっております。また、原材料費・光熱費の高騰や継続的な人材不足など、依然として事業を取り巻く環境は厳しいものとなっております。

このような環境の中、当社グループにおきましては消費環境の変化に対応し、強みである一次産業との深い繋がりを生かしたブランド作りに取り組んでおります。「食のあるべき姿を追求する」というグループ共通のミッションのもと、当社は「食」の未来を拓けていくべく、「FOOD CREATIVE FIRM」を標榜し、飲食業界の一翼を担っていきたいと考えています。この「FOOD CREATIVE FIRM」とは、「食のあるべき姿を追求する」という理念を掲げる当社のもと、共感・共鳴してくれる仲間が集合し、自由な発想と手法で同じ理念の達成を目指していく集団と定義しており、当社流の人的資本経営体制を構築する事で、ブランド各々が食文化・飲食人・生産地の「あるべき未来」に想像を膨らませ、ブランド責任者が常に目の前のお客様と向き合い、施策を打ち出し、1店舗1店舗丁寧に魅力あるお店を創っていくことで、その可能性を最大化し、食産業における「ALL-WIN」の達成に努めております。

以上の結果、当中間連結会計期間における売上高は10,139百万円（前年同期比1.9%増）、営業利益は15百万円（前中間連結会計期間は営業損失450百万円）、経常利益は29百万円（前中間連結会計期間は経常損失394百万円）、親会社株主に帰属する中間純利益は7百万円（前中間連結会計期間は親会社株主に帰属する中間純損失411百万円）となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

生産流通事業

生産流通事業では、「生販直結モデル」の一部として、地鶏の生産事業及び、鮮魚・青果物などの流通事業を行っております。当社グループでは宮崎県、鹿児島県、北海道で地鶏の生産を行っておりますが、円安の進行やエネルギー価格の高騰により、飼料価格が高騰し、地鶏の生産コストも上昇しております。しかしながら、当社独自の「生販直結モデル」によって、中間流通を持たないことから、原材料価格の高騰をタイムリーに販売価格

に反映させるなど、このような環境下においても安定した事業展開を可能にしております。

直近では、販売事業の売上高が増加したことにより、地鶏の生産量や野菜の流通量は徐々に増加しており、加えて、地鶏のグループ外への販売も堅調に推移しております。

以上の結果、当中間連結会計期間における売上高は781百万円（前年同期比25.3%増）、セグメント利益は66百万円（前中間連結会計期間はセグメント損失21百万円）となりました。

販売事業

販売事業では、「生販直結モデル」の一部として、主に外食店舗を運営しております。

日本国内では外食需要の回復やインバウンド増加による客数増加が見られたことで、国内飲食事業においては、売上高が大きく回復いたしました。コロナ禍でも堅調に推移をしていた中高級業態の「すき焼しゃぶしゃぶつかだ」をK I T T E大阪に、「くしあげ 串亭」を東京ソラマチに出店した事に加えて、新宿駅直結の新宿EATo LUMINE、東京駅直結のヤエチカに立ち寿司業態の「立鮎すし横」を出店しております。また、消費環境の変化に対応するため、「塚田農場」を「炭火焼鳥 塚田農場」「北海道 塚田農場」にそれぞれ2店舗ずつ業態変更し、ブランドの再構築を図っております。

海外飲食事業については、飲食需要の落ち込みの影響を受けている国が多い中、特に香港が物価上昇や経済環境の不確実性に加えて、消費者の行動様式が変化した事により、香港内での個人消費が大きく減退しております。一方で、4店舗を出店しているインドネシアは好調を維持しており、堅調に推移しております。

中食事業においては、過去最高益となった前期から、引き続き宅配事業と駅ナカ事業を中心に売上高が好調に推移しております。また、「絶品！塚だまタルタル若鶏のチキン南蛮弁当」が第1回日本ロケ弁大賞を受賞するなど、塚田農場ブランドの認知拡大に寄与しております。

以上の結果、当中間連結会計期間における売上高は9,760百万円（前年同期比0.1%減）、セグメント損失は50百万円（前中間連結会計期間はセグメント損失428百万円）となりました。

当中間連結会計期間における総資産は、前連結会計年度に比べ883百万円減少し、7,392百万円となりました。これは主に借入金の返済や税金等の支払いにより現金及び預金が1,067百万円減少したことによりです。

負債につきましては、前連結会計年度に比べ730百万円減少し、負債合計は7,379百万円となりました。これは主に借入金の返済や税金等の支払いによるものであります。

純資産につきましては、前連結会計年度に比べ153百万円減少し、純資産合計は13百万円となりました。これは主に為替変動（円高）に伴う為替換算調整勘定69百万円によるものと、優先株配当93百万円によるものです。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は前連結会計年度末より1,067百万円減少し、579百万円となりました。当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において営業活動により減少した資金は318百万円となりました。これは主に税金等調整前中間純利益29百万円があった一方で、未払金の減少 160百万円及び未払消費税等の減少 270百万円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において投資活動により使用した資金は87百万円となりました。これは主に店舗改装による有形固定資産の取得による支出 96百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において財務活動により減少した資金は656百万円となりました。これは主に短期借入金の返済による支出 2,786百万円及び長期借入金の返済による支出 2,325百万円、短期借入れによる収入4,632百万円によるものであります。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

(1) シンジケートローン契約締結について

当社は、資金繰りの安定化と計画的な有利子負債の削減を目的として、株式会社りそな銀行をアレンジャーとする総額18.7億円のシンジケートローン契約、また新型コロナウイルス感染症に伴う業績悪化からの回復途上にあるため、手元資金を厚くすることを目的として、同行をアレンジャーとする総額11.6億円のシンジケートローン契約を締結し、それぞれ2024年9月26日に実行しました。

(2) コミットメント契約締結について

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当中間連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
貸出コミットメントの総額	2,000,000千円	2,000,000千円
借入実行残高	- 千円	- 千円
差引額	2,000,000千円	2,000,000千円

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,000,000
A種優先株式	1,000
B種優先株式	300
計	24,000,000

(注) 当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式24,000,000株、A種優先株式1,000株、B種優先株式300株であり、合計は24,001,300株となりますが、発行可能株式総数は24,000,000株とする旨定款に規定しております。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2024年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2024年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	12,883,150	12,883,150	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
A種優先株式	1,000	1,000	非上場	(注) 1
B種優先株式	300	300	非上場	(注) 2
計	12,884,450	12,884,450	-	-

(注) 1 . A種優先株式の内容は、次のとおりであります。

1 . 剰余金の配当

(1) 期末配当の基準日

当社は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対して、金銭による剰余金の配当（期末配当）をすることができる。

(2) 期中配当

当社は、期末配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（期中配当）をすることができる。

(3) 優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、下記9.(1)に定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、下記1.(4)に定める額の配当金（以下「優先配当金」という。）を金銭にて支払う。但し、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日以前である日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したとき（以下、当該配当金を「期中優先配当金」という。）は、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

(4) A種優先配当金の金額

優先配当金の額は、A種優先株式1株につき、以下の算式に基づき計算される額とする。但し、除算は最後に

行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。

A種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、A種優先株式の1株当たりの払込金額に年率5.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（但し、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。

(5)累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額（以下に定める累積未払優先配当金の配当を除く。）が、当該事業年度の末日を基準日として計算した場合の優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（以下「累積未払優先配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、下記9.(1)に定める支払順位に従い、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して配当する。

(6)非参加条項

当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、上記1.(4)に定める優先配当金及び累積未払優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

2. 残余財産の分配

(1)残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、下記9.(2)に定める支払順位に従い、A種優先株式1株当たり、下記2.(2)に定める金額を支払う。

(2)残余財産分配額

基本残余財産分配額

A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記4.(2)に定める基本償還価額算式（但し、基本償還価額算式における「償還請求日」は「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。）と読み替えて適用する。）によって計算される基本償還価額相当額（以下「基本残余財産分配額」という。）とする。

控除価額

上記2.(2)にかかわらず、残余財産分配日までの間に支払われた優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下「解散前支払済優先配当金」という。）が存在する場合には、A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記4.(2)に定める控除価額算式（但し、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「残余財産分配日」「解散前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。）に従って計算される控除価額相当額を、上記2.(2)に定める基本残余財産分配額から控除した額とする。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記2.(2)に定める基本残余財産分配額から控除する。

(3)非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

3. 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

4. 金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）

(1)償還請求権の内容

A種優先株主は、いつでも、当社に対して金銭を対価としてA種優先株式を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当社は、A種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還

請求の日（以下「償還請求日」という。）における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該A種優先株主に対して、下記4.(2)に定める金額（但し、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。以下「償還価額」という。）の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、抽選又は償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定するものとし、また、償還請求日において償還請求が行われたA種優先株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたB種優先株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、償還請求が行われたA種優先株式及び取得請求権が行使されたB種優先株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が償還請求日における分配可能額を超えない範囲内においてのみA種優先株式及びB種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種優先株式については、償還請求が行われなかったものとみなす。

(2)償還価額

基本償還価額

A種優先株式1株当たりの償還価額は、以下の算式によって計算される額（以下「基本償還価額」という。）とする。

（基本償還価額算式）

$$\text{基本償還価額} = 1,000,000\text{円} \times (1 + 0.085)^{(m+n/365)}$$

払込期日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とし、「 $m+n/365$ 」は「 $(1 + 0.085)$ 」の指数を表す。

控除価額

上記4.(2)にかかわらず、償還請求日までの間に支払われた優先配当金（償還請求日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下「償還請求前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、A種優先株式1株当たりの償還価額は、次の算式に従って計算される価額を上記4.(2)に定める基本償還価額から控除した額とする。なお、償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記4.(2)に定める基本償還価額から控除する。

（控除価額算式）

$$\text{控除価額} = \text{償還請求前支払済優先配当金} \times (1 + 0.085)^{(x+y/365)}$$

償還請求前支払済優先配当金の支払日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とし、「 $x+y/365$ 」は「 $(1 + 0.085)$ 」の指数を表す。

(3)償還請求受付場所

東京都港区高輪三丁目25番23号京急第2ビル1F
株式会社エー・ピーホールディングス

(4)償還請求の効力発生

償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着した時に発生する。

5. 金銭を対価とする取得条項（強制償還）

(1)強制償還の内容

当社は、いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）の到来をもって、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当社がA種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該日における分配可能額を限度として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、下記5.(2)に定める金額（以下「強制償還価額」という。）の金銭を交付することができる（以下、この規定によるA種優先株式の取得を「強制償還」という。）。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、取得するA種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

(2)強制償還価額

基本強制償還価額

A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、上記4.(2)に定める基本償還価額算式（但し、基本償還価額算式における「償還請求日」は「強制償還日」と読み替えて適用する。）によって計算される基本償還価額相当額（以下「基本強制償還価額」という。）とする。

控除価額

上記5.(2)にかかわらず、強制償還日までの間に支払われた優先配当金（強制償還日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下「強制償還前支払済優先配当金」という。）が存在する場合には、A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、上記4.(2)に定める控除価額算式（但し、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「強制償還日」「強制償還前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。）に従って計算される控除価額相当額を、上記5.(2)に定める基本強制償還価額から控除した額とする。なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記5.(2)に定める基本強制償還価額から控除する。

6. 普通株式を対価とする取得請求権（転換請求権）

(1)転換請求権の内容

A種優先株主は、いつでも、法令上可能な範囲内で、当社がA種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、下記6.(2)に定める算定方法により算出される数の当社の普通株式をA種優先株主に対して交付することを請求（以下「転換請求」といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」という。）することができる。なお、下記6.(2)の算定方法に従い、A種優先株主に交付される普通株式数を算出した場合において、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。当社は、当該端数の切捨てに際し、当該転換請求を行ったA種優先株主に対し会社法第167条第3項に定める金銭を交付することを要しない。

(2)転換請求により交付する普通株式数の算定方法

当社がA種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。但し、小数点以下の切り捨ては最後に行い、A種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

（算式）

A種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数

= A種優先株主が取得を請求したA種優先株式の数

×上記4.(2) に定める基本償還価額相当額から上記4.(2) に定める控除価額相当額を控除した金額(但し、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「転換請求日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「転換請求前支払済優先配当金」(転換請求日までの間に支払われた優先配当金(転換請求日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含む。))の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)

÷ 転換価額

転換価額

イ 当初転換価額

当初転換価額は、本取締役会での発行決議日の前日における時価の100%に相当する金額である427円とする。

ロ 転換価額の修正

転換価額は、2021年3月31日以降の毎年3月31日及び9月30日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)に、転換価額修正日における時価の95%に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正されるものとする。但し、修正後転換価額が当初転換価額の50%(以下「下限転換価額」という。)を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記八により調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

八 転換価額の調整

(a) 当社は、A種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額(上記ロに基づく修正後の転換価額を含む。)を調整する。

調整後転換価額

$$= \text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + (\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}) \div \text{時価}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \right)$$

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数(基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数(効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当の場合は0円とする。)、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等(下記(b)(iii)に定義す

る。)の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額(下記(b)(iii)において「対価」という。)とする。

(b)転換価額調整式によりA種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i)下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合(無償割当の場合を含む。)(但し、当社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。)の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)又は無償割当の効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当社の普通株主に募集株式の割当を受ける権利を与えるため又は無償割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii)普通株式の株式分割をする場合

調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii)取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当の場合を含む。)、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当の場合を含む。)

調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当の効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、普通株主に取得請求権付株式等の割当を受ける権利を与えるため又は無償割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(iv)普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

(c)(i)転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当社取締役会が合理的に判断するときには、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

(i) 当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(iii) その他当社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各A種優先株主に通知する。但し、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

(3) 転換請求受付場所

東京都港区高輪三丁目25番23号京急第2ビル1F
株式会社エー・ピーホールディングス

(4) 転換請求の効力発生

転換請求の効力は、転換請求書が転換請求受付場所に到着した時に発生する。

7. 株式の併合又は分割

法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A種優先株主に、募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当を行わない。

8. 譲渡制限

譲渡によるA種優先株式の取得については、取締役会の承認を要する。

9. 優先順位

(1) 剰余金の配当

A種優先株式の優先配当金、B種優先株式の優先配当金（下記B種優先株式1.(1)に定義される「B種優先配当金」をいう。以下同じ。）、A種優先株式の累積未払優先配当金、B種優先株式の累積未払優先配当金（下記B種優先株式1.(3)に定義される「B種未払累積配当金」をいう。以下同じ。）並びにその他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式の累積未払優先配当金及びB種優先株式の累積未払優先配当金を第1順位（それらの間では同順位）、A種優先株式の優先配当金及びB種優先株

式の優先配当金を第2順位（それらの間では同順位）、その他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通登録株式質権者を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当を第3順位とする。

(2) 残余財産の分配

A種優先株式、B種優先株式及びその他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式及びB種優先株式に係る残余財産の分配を第1順位（それらの間では同順位）、その他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配を第2順位とする。

(3) 比例按分

当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

10. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(注) 2. B種優先株式の内容は、次のとおりであります。

1. 剰余金の配当

(1) B種優先配当金

当社が剰余金の配当を行うときは、当該配当にかかる基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主又は普通株式の登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき下記1.(2)に定める額の剰余金（以下「B種優先配当金」という。）を配当する。なお、A種優先株式とB種優先株式は剰余金の配当において同順位とする。

(2) B種優先配当金の額

B種優先配当金の額は、1株につき、同株式の払込金額に年2.9%を乗じた額とする。

(3) 累積条項

ある事業年度において、B種優先株主に対して、B種優先配当金の全部又は一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額については、翌事業年度及びそれ以降の年度におけるB種優先配当金、その他優先配当金（もしあれば）及び普通株主に対する剰余金の配当に先立ち、B種優先株主に対して支払われるものとする（以下、累積されたB種優先配当金のうち未払金額を「B種未払累積配当金」という。）。なお、A種優先株式における累積されたA種優先配当金とB種未払累積配当金は剰余金の配当において同順位とする。

(4) 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金及びB種未払累積優先配当金を超えて剰余金を配当しない。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社が残余財産の分配をするときは、B種優先株主に対し、普通株主に先立ち、基準価格により算定される価額を支払う。なお、A種優先株式とB種優先株式は残余財産の分配において同順位とする。

「基準価格」とは、『払込金額について払込期日から取得日までの期間について優先配当率を適用して複利計算をして算出される金額』= 払込金額 × (1 + 0.029) ^ (m+n/365) から『支払済の優先配当金相当額（支払日から取得日までの期間について優先配当率を適用して複利計算して調整した額）』= 償還請求前支払済優先配当金（疑義を避ける上で明記するならばB種優先株式の支払済自己株式取得金額（もしあれば）を含む。） × (1 + 0.029) ^ (x+y/365) を控除した金額とする。

なお、払込期日（同日を含む。）から償還請求権（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とし、償還請求前支払済優先配当金の支払日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日数を「x年とy日」とし、「 $m+n/365$ 」及び「 $x+y/365$ 」は「 $(1+0.029)$ 」の指数を表す。

(2)非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

3. 議決権

B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

4. 種類株主総会の決議事項

B種優先株主は会社法に基づく種類株主総会の決議において、1単元（100株）につき1個の議決権を有する。

5. 株式の併合又は分割、募集株式の割当等

株式分割及び併合が行われる場合、B種優先株式については分割・併合を行わない。

6. 取得請求権

B種優先株主は、いつでも、B種優先株式の全部又は一部について、当社に対して、基準価格により算定される価額の金銭を対価として取得することを請求することができる。但し、当該取得時点における分配可能額が上記金額及び他の取得請求権付株式の取得の対価の合計額に満たない場合には、取得価額に応じた比例按分の方法により当該分配可能額の範囲に留まる株式分についてのみ取得の効力が生じる。

7. 取得条項

当社は、払込期日以降で取締役会が別に定める日に、基準価格により算定される価額の金銭の交付と引き換えに、B種優先株式の全部又は一部を取得することができる。但し、当該取得時点における分配可能額が上記金額及び他の取得条項付株式の取得の対価の合計額に満たない場合には、取得価額に応じた比例按分の方法により当該分配可能額の範囲に留まる株式分についてのみ取得の効力が生じる。

8. 比例按分

当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

9. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)		発行済株式 総数残高 (株)		資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年4月1日～ 2024年9月30日	普通株式 A種優先株式 B種優先株式	- - -	普通株式 A種優先株式 B種優先株式	12,883,150 1,000 300	-	50,000	-	-

(5) 【大株主の状況】

1. 普通株式

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合(%)
米山 久	東京都八王子市	5,490	43.20
MTRインベストメント株式会社	東京都八王子市元八王子町2丁目1100-7	675	5.31
オイシックス・ラ・大地株式会社	東京都品川区大崎1丁目11-2ゲートシティ大崎イーストタワー5F	562	4.42
株式会社ONODERAGROUP	東京都千代田区大手町1丁目1-3	539	4.24
西 陽一郎	東京都港区	439	3.45
株式会社アップフロントグループ	東京都品川区北品川5丁目1-18住友不動産大崎ツインビル東館6F	146	1.15
株式会社NSK	東京都北区豊島2丁目3-1	109	0.86
ゲームフリーク1号基金投資事業有限責任組合	東京都世田谷区玉川1丁目15-2タワーイースト3502	106	0.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号赤坂インターシティAIR	86	0.68
BNP PARIBAS LONDON BRANC (常任代理人香港上海銀行東京支店)	10HarewoodAvenue London.NW16AA.UK (東京都中央区日本橋3-11-1)	74	0.58
計	-	8,230	64.75

(注) 1. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)86千株

2. 上記のほか当社所有の自己株式 174千株(1.35%)があります。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
米山 久	東京都八王子市	54,904	43.21
MTRインベストメント株式会社	東京都八王子市元八王子町2丁目1100-7	6,750	5.31
オイシックス・ラ・大地株式会社	東京都品川区大崎1丁目11-2ゲートシティ大崎イーストタワー5F	5,621	4.42
株式会社ONODERAGROUP	東京都千代田区大手町1丁目1-3	5,399	4.24
西 陽一郎	東京都港区	4,396	3.46
株式会社アップフロントグループ	東京都品川区北品川5丁目1-18住友不動産大崎ツインビル東館6F	1,466	1.15
株式会社NSK	東京都北区豊島2丁目3-1	1,099	0.86
ゲームフリーク1号基金投資事業有限責任組合	東京都世田谷区玉川1丁目15-2タワーイースト3502	1,060	0.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号赤坂インターシティAIR	868	0.68
BNP PARIBAS LONDON BRANC (常任代理人香港上海銀行東京支店)	10HarewoodAvenue London.NW16AA.UK (東京都中央区日本橋3-11-1)	740	0.58
計	-	82,303	64.77

2. A種優先株式

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式 を除く。)の総数に対 する所有株式数の割合 (%)
RKDエンカレッジファンド 投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町1丁目9番6 号	1,000	100.00
計	-	1,000	100.00

3. B種優先株式

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式 を除く。)の総数に対 する所有株式数の割合 (%)
S B・A 2号投資事業有限責任 組合	東京都千代田区大手町1丁目9番5 号大手町フィナンシャルシティノー スタワー24階	300	100.00
計	-	300	100.00

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 1,000 B種優先株式 300	-	(注)1
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 174,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,704,400	127,044	-
単元未満株式	普通株式 4,550	-	-
発行済株式総数	12,884,450	-	-
総株主の議決権	-	127,044	-

(注)1. A種優先株式及びB種優先株式の内容につきましては、「1 株式等の状況 (1)株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

2. 「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社所有の自己株式6株が含まれております。

【自己株式等】

2024年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社エー・ピー ホールディングス	東京都港区高輪3丁目25番23号 京急第2ビル1F	174,200	0	174,200	1.35
計	-	174,200	0	174,200	1.35

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表について、監査法人アヴァンティアによる期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,649,890	582,026
売掛金	924,187	858,315
棚卸資産	1 514,467	1 554,014
未収入金	36,216	37,517
その他	409,692	435,972
貸倒引当金	-	1,104
流動資産合計	3,534,454	2,466,742
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	6,240,441	6,470,482
減価償却累計額及び減損損失累計額	3,817,716	3,957,895
建物及び構築物(純額)	2,422,724	2,512,586
工具、器具及び備品	2,012,289	2,058,623
減価償却累計額及び減損損失累計額	1,843,217	1,876,010
工具、器具及び備品(純額)	169,072	182,612
その他	668,839	681,107
減価償却累計額及び減損損失累計額	397,871	403,879
その他(純額)	270,968	277,227
有形固定資産合計	2,862,765	2,972,426
無形固定資産		
ソフトウェア	14,824	16,162
その他	926	830
無形固定資産合計	15,751	16,993
投資その他の資産		
投資有価証券	195,339	213,084
敷金及び保証金	1,389,361	1,364,927
長期前払費用	48,253	115,977
繰延税金資産	124,509	124,558
その他	111,633	123,643
貸倒引当金	5,394	5,394
投資その他の資産合計	1,863,703	1,936,796
固定資産合計	4,742,219	4,926,216
資産合計	8,276,674	7,392,958

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	617,204	601,492
短期借入金	² 1,730,631	² 3,576,353
1年内返済予定の長期借入金	2,487,720	245,320
未払金	296,008	353,297
未払費用	591,515	588,540
未払法人税等	29,351	24,665
未払消費税等	351,129	91,458
その他	78,588	63,464
流動負債合計	6,182,149	5,544,593
固定負債		
長期借入金	1,785,356	1,672,159
繰延税金負債	14,478	19,613
その他	127,207	142,740
固定負債合計	1,927,042	1,834,512
負債合計	8,109,192	7,379,106
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金	1,904,549	383,471
利益剰余金	1,503,925	69,415
自己株式	374,853	298,533
株主資本合計	75,771	65,523
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	27,953	69,994
その他の包括利益累計額合計	27,953	69,994
新株予約権	8,803	8,803
非支配株主持分	54,953	9,519
純資産合計	167,481	13,852
負債純資産合計	8,276,674	7,392,958

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月 30日)
売上高	9,947,931	10,139,118
売上原価	3,549,443	3,669,367
売上総利益	6,398,487	6,469,750
販売費及び一般管理費	1 6,848,740	1 6,454,204
営業利益又は営業損失()	450,252	15,546
営業外収益		
受取利息及び配当金	473	1,166
持分法による投資利益	10,481	14,520
為替差益	62,741	8,245
協賛金収入	218	2,882
その他	57,457	70,915
営業外収益合計	131,373	97,730
営業外費用		
支払手数料	9,090	6,924
支払利息	34,990	40,306
シンジケートローン手数料	16,319	30,368
株式交付費償却	1,491	-
その他	13,896	6,389
営業外費用合計	75,789	83,988
経常利益又は経常損失()	394,668	29,288
特別利益		
固定資産売却益	98	-
特別利益合計	98	-
特別損失		
固定資産除却損	-	213
減損損失	2 10,896	-
特別損失合計	10,896	213
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失()	405,466	29,074
法人税等	7,871	16,980
中間純利益又は中間純損失()	413,337	12,093
非支配株主に帰属する中間純利益又は非支配株主に帰属する中間純損失()	1,659	4,641
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失()	411,677	7,451

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
中間純利益又は中間純損失()	413,337	12,093
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	46,778	97,947
その他の包括利益合計	46,778	97,947
中間包括利益	366,558	85,854
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	364,899	90,496
非支配株主に係る中間包括利益	1,659	4,641

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失()	405,466	29,074
減価償却費	225,900	210,473
長期前払費用償却額	24,563	20,447
減損損失	10,896	-
有形固定資産除売却損益(は益)	98	213
のれん償却額	30,978	-
支払利息	34,990	40,306
持分法による投資損益(は益)	10,481	14,520
シンジケートローン手数料	16,319	30,368
貸倒引当金の増減額(は減少)	-	1,171
売上債権の増減額(は増加)	150,590	65,342
棚卸資産の増減額(は増加)	47,866	40,387
仕入債務の増減額(は減少)	91,420	14,005
未収入金の増減額(は増加)	77,965	1,577
未払金の増減額(は減少)	186,639	160,099
未払費用の増減額(は減少)	52,766	363
未払消費税等の増減額(は減少)	162,609	270,791
その他	86,004	165,732
小計	2,136	270,078
利息及び配当金の受取額	473	1,166
利息の支払額	34,990	40,306
法人税等の支払額	14,693	9,176
営業活動によるキャッシュ・フロー	51,347	318,395
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	16,966	3,626
定期預金の預入による支出	12,000	-
有形固定資産の取得による支出	227,175	96,672
有形固定資産の売却による収入	2,490	-
無形固定資産の取得による支出	6,234	4,100
長期前払費用の取得による支出	9,366	10,281
敷金及び保証金の差入による支出	4,294	25,701
敷金及び保証金の回収による収入	64,418	52,646
その他	69	57
投資活動によるキャッシュ・フロー	209,198	87,793

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月 30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	2,294,409	4,632,384
短期借入金の返済による支出	2,364,059	2,786,662
長期借入金の返済による支出	305,084	2,325,597
株式の発行による収入	314,883	-
配当金の支払額	12,999	93,700
シンジケートローン手数料の支払額	16,319	30,368
その他	5,924	53,012
財務活動によるキャッシュ・フロー	95,095	656,956
現金及び現金同等物に係る換算差額	26,998	4,717
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	328,643	1,067,863
現金及び現金同等物の期首残高	1,817,678	1,646,878
現金及び現金同等物の中間期末残高	1,489,034	579,015

【注記事項】

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
税金費用の計算 税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。	

(中間連結貸借対照表関係)

1 棚卸資産の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
商品及び製品	434,132千円	489,836千円
原材料	80,335千円	64,177千円

2 当社は、資金調達の機動性と安定性を高めるため株式会社りそな銀行とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
貸出コミットメントの総額	2,000,000千円	2,000,000千円
借入実行残高	- 千円	- 千円
差引額	2,000,000千円	2,000,000千円

(中間連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
給与及び手当	2,632,059千円	2,555,537千円
賃借料	1,331,149千円	1,178,932千円

2 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を認識しております。

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位：千円)			
地域	主な用途	種類	金額
東京	国内外食店舗 (計1店舗)	建物及び構築物	10,784
		工具、器具及び備品	0
		その他	111
		合計	10,896

当社グループは、原則として各店舗を基本単位とし、遊休資産はそれぞれ個別の物件ごとにてグルーピングしております。

その結果、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている店舗や閉店の意思決定をしている店舗等、将来の収益性がないと判断した店舗について当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額10,896千円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産の回収可能価額は、使用価値により測定しております。使用価値の測定にあたっては、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、零として評価しております。また割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引率の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はございません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
現金及び預金	1,492,046千円	582,026千円
預入期間が3か月を超える定期預金	3,011千円	3,011千円
現金及び現金同等物	1,489,034千円	579,015千円

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年6月27日 定時株主総会	A種優先株式	11,073	11,073.25	2023年3月31日	2023年6月28日	資本剰余金
2023年6月27日 定時株主総会	B種優先株式	1,926	6,422.49	2023年3月31日	2023年6月28日	資本剰余金

2 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

第4回新株予約権(行使価額修正条項付)の権利行使による新株発行により、資本金及び資本準備金がそれぞれ
156,410千円増加しております。

この結果、当中間連結会計期間末において、資本金が206,410千円、資本剰余金が1,568,452千円となっております。

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年6月27日 定時株主総会	A種優先株式	79,812	79,812.61	2024年3月31日	2024年6月28日	資本剰余金
2024年6月27日 定時株主総会	B種優先株式	13,887	46,291.31	2024年3月31日	2024年6月28日	資本剰余金

2 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	中間連結財務 諸表計上額 (注)2
	生産流通事業	販売事業	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	176,082	9,771,848	9,947,931	-	9,947,931
セグメント間の内部売上高 又は振替高	448,190	300	448,490	448,490	-
計	624,273	9,772,148	10,396,422	448,490	9,947,931
セグメント損失()	21,740	428,515	450,256	3	450,252

(注)1 セグメント損失()の調整額は、棚卸資産の調整額等3千円であります。

2 セグメント損失()は、中間連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額	中間連結財務 諸表計上額
	生産流通事業	販売事業	合計		
減損損失	-	10,896	10,896	-	10,896

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	中間連結財務 諸表計上額 (注)2
	生産流通事業	販売事業	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	378,514	9,760,603	10,139,118	-	10,139,118
セグメント間の内部売上高 又は振替高	403,431	240	403,671	403,671	-
計	781,946	9,760,843	10,542,790	403,671	10,139,118
セグメント利益又はセグメント損 失()	66,259	50,769	15,489	56	15,546

(注)1 セグメント利益又はセグメント損失()の調整額は、棚卸資産の調整額等56千円であります。

2 セグメント利益又はセグメント損失()は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、当社グループの報告セグメントとの関連は、以下のとおりであります。

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位:千円)

	生産流通事業	販売事業	合計
外食店舗	-	8,517,591	8,517,591
中食販売	-	1,238,683	1,238,683
卸売販売	176,082	-	176,082
顧客との契約から生じる収益	176,082	9,756,275	9,932,357
その他の収益	-	15,573	15,573
外部顧客への売上高	176,082	9,771,848	9,947,931

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位:千円)

	生産流通事業	販売事業	合計
外食店舗	-	8,219,051	8,219,051
中食販売	-	1,527,762	1,527,762
卸売販売	378,514	-	378,514
顧客との契約から生じる収益	378,514	9,746,813	10,125,328
その他の収益	-	13,789	13,789
外部顧客への売上高	378,514	9,760,603	10,139,118

(1株当たり情報)

1株当たり中間純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
(普通株式) 1株当たり中間純損失()	35円07銭	4円05銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失()(千円)	411,677	7,451
普通株主に帰属しない金額(千円)	12,999	58,700
うち優先配当額(千円)	12,999	58,700
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失()(千円)	424,677	51,248
普通株式の期中平均株式数(千株)	12,110	12,661
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年11月14日

株式会社エー・ピーホールディングス
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 相馬 裕 晃

指定社員
業務執行社員 公認会計士 梶原 大 輔

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エー・ピーホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エー・ピーホールディングス及び連結子会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認め

られると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . X B R L データは期中レビューの対象には含まれておりません。